

- 1 業務名 固定資産税償却資産課税データ入力業務
- 2 作業期間 契約締結日から令和9年5月31日まで
- 3 業務の仕様

この業務は、本市における課税の業務に関する固定資産税償却資産申告書及び一品明細書（以下「申告書等」という。）について、当該業務を電算処理するため申告書等の入力作業を委託するものであり、その仕様については、次のとおりとする。

なお、入力にあたっては、本市と行政システム九州株式会社との間で開発導入した「基幹業務システム（固定資産税システム）」へデータ取り込みが可能であること。

※別紙仕様書は昨年の内容であり、参考（暫定版）のため、確定版が完成次第提供する。

(1) 入力事項

| 項 | 品 名              | 数量 | 単位 | 単価（円） |
|---|------------------|----|----|-------|
| 1 | 償却資産一品明細書        | 1  | 品  |       |
| 2 | 打合せ（帳票受取・データ納品等） | 4  | 回  |       |

(2) 対象件数（予定件数）について

- ① 償却資産一品明細書 3,000 件（品）
- ② 打合せ（帳票受取・データ納品等）2（回）

(3) 作業条件について

- ① 契約後本市と協議のうえ、定めた日時に本市へ赴き、対象帳票を受け取り、指定期日までに磁気媒体を本市へ納品すること。
- ② 委託物品の受取、納品時の搬送については、秘密情報が流出することのないよう万全の対処を施すこと（搬送手段については事前に本市と協議すること。）。
- ③ 入力に必要な申告書等については、本市が受託者に提供する。
- ④ 受託者は、申告書等が高度なプライバシー性を有する重要な物であるため、その取り扱い及び管理には事故がないよう、受託者の職員に対しその重要性を十分に理解させること。
- ⑤ 申告書等を入力する場所については、施錠管理及び第三者の立入りができない場所とし、本市に返還するまでの間の当該給報等の保管については、事故がないよう慎重に取り扱うこと。
- ⑥ 申告書等の入力、ベリファイ（2度打ち）とする。
- ⑦ 受託者は、入力作業が終了した後は、直ちに本市に返還すること。

(4) 委託業務の成果品について

委託業務の成果については、本市が指示する磁気媒体により提出すること。

なお、入力に必要な機器及び提出に必要となる磁気媒体については、受託者が用意するものとする。

4 業務の完了及び請求について

受託者は、申告書等の入力完了したらすみやかに、本市に対し当該入力した数量を明記した通知と上記（4）の磁気媒体を提出すること。

受託者は、業務完了後、発注者が10日以内に行う検査の結果合格となった場合には、請求書を提出することが出来る。

なお、これらの提出先については、別途指示する。